

高校生育成員制実施要綱・細則

(1) 高校生育成員制実施要綱

- 1 高知県高等学校PTA連合会（以下「高P連」という。）は、単位PTA会員である保護者の協力を得て、高校生育成員制を実施する。
- 2 高校生育成員（以下「育成員」という。）は、県内高校生の日常生活に留意し、高校生の健全育成のための育成活動、生活環境浄化のための活動を行う。
- 3 育成員は、各単位PTAから推薦された保護者に高P連会長が委嘱する。
- 4 実施について必要なことは、細則で別に定める。

(2) 高校生育成員制実施細則

- 1 育成員の数は、各単位PTA保護者の100分の1程度を標準とし、各地区の実態に応じて定める。
- 2 育成員は、「高校生育成の手引き」に従って活動する。
- 3 育成員は、高P連が定める育成員章を着用し、育成員証を携帯する。
- 4 高校生育成運営の組織として中央運営委員会を設ける。委員長は高P連会長、委員は高P連役員、事務局局長は高P連事務局局長とする。
- 5 県内を4地区（東部、高知、高吾、幡多）に分け、地区運営委員会を構成して、地区の事情に応じた活動について、企画、連絡、調整、実施に当たる。委員長は高P連副会長、委員は単P会長、校長（分校は教頭）、事務局局長は委員長校の校長、または教頭とする。
- 6 育成員制実施について各地区の必要経費に対し、高P連が補助する。
- 7 各地区運営委員会は、常に高P連と緊密な連絡をとるとともに、年度末に当該年度の活動状況の概要を報告するものとする。

附 則

- この要綱・細則は、昭和53年3月23日、高P連会長会にて決議・制定する。
- この要綱・細則は、平成7年2月17日から「高校生補導員制」を「高校生育成員制」に変更
- この要綱・細則は、平成16年2月7日一部改正
- この要綱・細則は、令和5年7月1日一部改正